

第11回 地区長・班長定例会議次第

1. 自治会長挨拶

2. 質疑及び報告事項

- (1) 令和7年度 自治会新役員選出状況 資料1-1,2
- (2) 令和6年度 中和田自治会通常総会について
現班長:委任状による出席 資料2
※定例会終了後、委任状提出箱に投函してください
新班長:当日の出席依頼、都合で出られない場合は委任状
※お知らせ及び委任状は現地区長または現班長⇨新班長に渡してください
- (3) アダプト制度(都市公園等管理)の活動報告書提出依頼 資料3
- (4) 令和6年度 「ゴミ集積場」の土地借用謝礼 資料4
- (5) 令和6年度 「子ども広場(上河内遊園地)」土地借用謝礼 資料5
- (6) その他
・今後の現地区長・新地区長の予定(地区長会議のみ) 資料6
・国勢調査 調査員募集について 資料7-1,2
・配布物、回覧物のホームページ利用方法事例
・事務局からの連絡事項(地区長会議のみ)
・本日の配布物 最終項

3. 次回(第12回)地区長・班長定例会議の開催予定

地区長定例会議:3月 8日(土) 午後 3 時～
班長定例会議 :3月 8日(土) 午後 5 時～

資料1-1

令和7年度

【1地区】

	担当部署	氏名	連絡先
地区長(8班)		磯部 廣志	
第1班		中川 雄太	
第2班		古郡久美子	
第3班		五島 秀規	
第4班		阿部 幸信	
第6班		竹中 芳和	
第7班		小林 加奈代	
第8班		江村 竜太	
第9班		桐敷 晃	
第10班		菊池 進	

【4地区】

	担当部署	氏名	連絡先
地区長(班)		秋川 樹義	
第1班		中野 英子	
第2班		須貝 陽一	
第3班		杉山 光子	
第4班		有山 伸之	
第5班		宮崎 有二	
第6班		藤居 徹也	
第7班		内藤 一師	

【2地区】

	担当部署	氏名	連絡先
地区長(6班)		小山 和樹	
第1班		梅村 和久	
第2班		加藤 眞孝	
第3班		三上 洋一	
第4班		佐藤 セイ子	
第5班		森本 豊	
第6班		土屋 聡	

【5地区】

	担当部署	氏名	連絡先
地区長(5班)		古木 利典	
第1班		杉山 勝広	
第2班		増永 直人	
第3班		増田 裕頌	
第4班		古田 インジラ	
第5班		松下 太郎	
第6班		和田 暁子	
第7班		岩下 和弘	

【3地区】

	担当部署	氏名	連絡先
地区長(5班)		後藤 正	
第1班	体育部	佐々木たづ子	
第2班	道路交通部	島田 靖彦	
第3班	防災部	井上 啓一	
第4班	防犯部	小島 潔	
第5班	文化部	後藤 正	
第6班	福祉環境部	阿南 良	
第7班	体育部	長橋 宏高	

【6地区】

	担当部署	氏名	連絡先
地区長(5班)		鈴木 賢一	
第1班		中村 久雄	
第2班		山崎 貞晋	
第3班		吉原 学	
第4班		遠藤 健一郎	
第5班		野口 秀胤	
第6班		五味 勝正	
第7班		最勝寺 廣通	

令和7年度

【7地区】

	担当部署	氏名	連絡先
地区長(2班)		金子 順子	
第1班	体育部	久世 晃司	
第2班	防犯部	高橋 千華	
第3班	文化部	金島 敏太郎	
第5班	道路交通部	古木 政幸	
第6班	福祉環境部	石丸 博雅	
第7班	文化部	長瀬 徹	
第9班	福祉環境部	澤 貴重	
第10班	防災部	綾 大	

【10地区】

	担当部署	氏名	連絡先
地区長(班)		望月 正	
第1班			
第2班			
第3班		吉田 敏男	
第4班		土肥 利行	
第5班		望月 正	
第6班		縄健 一郎	
第7班		熊坂 豊	

【8地区】

	担当部署	氏名	連絡先
地区長(3班)		柿島 達也	
第1班		古木 一	
第3班		宮岡 弘子	
第5班		趙 鍵	
第6班		小林 晴彦	
第7班		横田 博和	

【11地区】

	担当部署	氏名	連絡先
地区長(班)		瀬戸 久史	
第1班		福田 基栄	
第2班		山本 純夫	
第3班		須永 静子	
第4班		山崎 友広	
第5班			

【9地区】

	担当部署	氏名	連絡先
地区長(班)			
第1班		鬼木 周平	
第2班		猿澤 輝夫	
第3班		澤田 珠美	
第5班(1戸)			
第8班		北見 嘉規	
第9班(4戸)			

【12地区】

	担当部署	氏名	連絡先
地区長(1班)		内山 幸之介	
第1班		内山 幸之介	
第2班		朽木 一喜	
第3班		辻 かりん	
第4班		並木 孝真	

令和7年2月8日

代議員(令和6年度班長) 各 位

自治会法人中和田自治会
会長 岩本 典裕

令和6年度「自治会通常総会」のお知らせ
及び委任状に関するお願い

初春の候、班長各位におかれましては、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
令和6年度の自治会事業も、自治会通常総会を残すのみとなり、下記の通り
総会を執り行うこととなりました。

今年度の班長におかれましては、委任状による出席となりますので下記、
委任状の提出をお願いいたします。何卒、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

- 日 時 令和7年3月23日(日)(予定)
午前 9時30分 受付
午前 10時 開会
- 会 場 中和田自治会館 1階ホール

**この委任状は別途地区長より渡されます。
提出日、地区、班、氏名を記入していただき、定例会終了後
委任状提出箱に投函してください。提出期限:2/22(土)**

----- キ リ ト リ 線 -----

令和 7年__月__日

委 任 状

見本

自治会法人 中和田自治会
会 長 岩本 典裕 殿

私は、令和6年度 自治会通常総会、提案事項等についての一切の権限を委任いたします。

令和 6年度班長

第__地区__班 班長 氏名_____

令和6年度 アダプト制度（都市公園等管理）活動報告書の提出をお願いいたします。

提出期限は3/31（月）といたします。

アダプト制度（都市公園等管理）による中和田地域内の公園一覧

- ① 中和田公園 （3地区 4班）
- ② 伊勢山公園 （3地区 6班）
- ③ 中和田天神上公園 （4・5地区）
- ④ 上鶴間本町9丁目公園 （7地区 2・6・7班）
- ⑤ 上鶴間下河内公園 （8地区 3～7班）
- ⑥ 上鶴間笹山公園 （9地区）
- ⑦ 上鶴間第2下河内公園 （9地区）

ゴミ集積場土地借用謝礼支払明細

No.	担当地区	地権者名 地権者住所	No.	設置該当地区 設置場所	謝礼金 額 円
1	1地区	1班 岩本 雅弘 様 上鶴間本町7-3-14	1	1地区1班 南区上鶴間本町7丁目3-14 (グリーンパークさがみ沿いの畑の角)	2,000
2		6班 古木 敏夫 様 上鶴間本町7-30-54	2	1地区6班 南区上鶴間本町7丁目30-54 (ライオンズバーレイ横(LPG小屋隣))	2,000
3		6班 古木 忠雄 様 上鶴間本町7-31-45	3	1地区9班 南区上鶴間本町7丁目32 (もと畑、今は有料駐車場横)	2,000
4	2地区	2班 堀 洋子 様 上鶴間本町7-13-16	4	2地区2班 南区上鶴間本町7丁目13 (13-14水野電気横)	2,000
			5	2地区2班 南区上鶴間本町7丁目13 (13-4アメニティハウス駐車場)	2,000
5		2班 加藤 眞孝 様 上鶴間本町7-14-49	6	2地区2班 南区上鶴間本町7丁目14-46 (グランド・ルー向かって右側)	2,000
6		3班 鈴木 宏文 様 上鶴間本町7-14-8	7	2地区3班 南区上鶴間本町7丁目14-8 (鈴木宅横)	2,000
7	4地区	7班 市川 敏雄 様 上鶴間本町8-1-31	8	4地区7班 南区上鶴間本町8丁目29-14 (市川ストア横の掲示板前)	2,000
8	5地区	5班 岩本 典裕 様 上鶴間本町8-41-29	9	5地区5班 南区上鶴間本町7丁目11 (グリーンパーキング前)	2,000
			10	2地区1・5班 南区上鶴間本町7丁目12-5 (サンプルさがみ野角)	2,000
9		7班 五十嵐 博 様 上鶴間本町8-40-31	11	5地区7班 南区上鶴間本町8丁目40-31 (グランパーク町田横の坂)	2,000
10	6地区	2班 古木 次夫 様 上鶴間本町9-53-10	12	6地区2班 南区上鶴間本町8丁目53-10 (7-11角の石碑の横)	2,000
11		2班 古木 祥一 様 上鶴間本町8-51-23	13	7・8地区境 南区上鶴間本町9丁目13 (畑の中)	2,000
12		2班 古木 則彦 様 上鶴間本町8-46-30	14	6地区2班 南区上鶴間本町8丁目46-29-1 (ヒサノ宅横)	2,000
13		2班 砂越 隆侃 様 上鶴間本町8-54-21(泉龍寺)	15	6地区2班 南区上鶴間本町8丁目53 (泉龍寺堀沿い)	2,000
14		2班 阿部 昭男 様 上鶴間本町8-34-34	16	6地区2班 南区上鶴間本町8丁目34-34 (阿部昭雄宅横)	2,000
15		3班 小山 明雄 様 上鶴間本町8-31-24	17	6地区3班 南区上鶴間本町8丁目25 (駐車場角)	2,000
16		6班 市川 貞行 様 上鶴間本町8-47-7	18	11地区4班 南区上鶴間2丁目6-35 (6-35 平田宅前角)	2,000
17		6班 古木 ちづよ 様 上鶴間本町8-49-14	19	1地区1班 南区上鶴間本町7丁目4 (グリーンパークさがみ角)	2,000
18		7班 岩本 和裕 様 上鶴間本町8-50-34	20	9地区2班 南区上鶴間本町9丁目36 (36-40勢登宅前駐車場角)	2,000
19		7地区	3班 竹村 忍 様 上鶴間本町9-8-27-1	21	7地区3班 南区上鶴間本町9丁目8-27 (駐車場“庚申塔”横)
20	3班 渋谷 修一 様 上鶴間本町9-8-16		22	7地区3班 南区上鶴間本町9丁目8-16 (渋谷宅横)	2,000
21	8地区	町田市 日比野 和江 様 町田市金森6-4-23 (留守の場合は裏手の日比野産業に 行ってください)	23	8地区3班 南区上鶴間本町9丁目22 (古木宅横)	2,000

合計<21地権者、23ヶ所>

支払金合計

¥46,000

上記の通り、令和6年度のゴミ集積場土地借用謝礼として
科目:福祉環境費より 46,000円を支出します。

令和6年度

子ども広場土地借用謝礼金支払い明細

中和田自治会

No.	借用土地施設名	謝礼対象者名	住所	謝礼金額
1	上河内遊園地	岩本 典裕 様	南区上鶴間本町8丁目41-29	10,000円

合計 < 1ヶ所 (1件分) >	10,000円
------------------	---------

上記の通り、令和6年度の子ども広場土地借用謝礼として、
「科目:福祉環境費 上河内遊園地」より¥10,000円を支出します。

今後の現地区長・新地区長の予定

				現地区長	新地区長
・新地区長顔合わせ	3 / 1	(土)	15:00～	×	○
・第12回地区長・班長定例会議	3 / 8	(土)	15:00～	○	×
・新地区長部署決め	3 / 9	(日)	15:00～	×	○
・通常総会 (現地区長)	3 / 23	(日)	9:15～	○	—
(新地区長)	3 / 23	(日)	9:45～	—	○
・部署引継ぎ	4 / 6	(日)	15:00～	○	○
・第1回地区長・班長定例会議	4 / 12	(土)	15:00～	×	○

地区名 大野南地区
 自治会名 中和田
 自治会長 様

【 抜 粋 】

6DX課第4907号
 令和6年12月20日

相模原市長 本村 賢太郎
 (公印省略)

令和7年国勢調査に係る調査員の推薦について(お願い)

～ 省略 ～

国勢調査は、国の最も基本的で重要な調査として、大正9年以来5年ごとに実施され、今回で22回目の調査となります。

～ 省略 ～

本調査を実施するに当たり、市内で約4,400人の調査員が必要となることから、市では、自治会の皆様からの御推薦をお願いしたいと考えております。

～ 省略 ～

なお、推薦依頼人数につきましては、相模原市自治会連合会のホームページにより確認させていただきました自治会加入世帯数に応じて、「60世帯に1人」の割合で算定させていただきました。また、60世帯に満たない自治会も基本「1人」の調査員を御推薦いただきたいと考えておりますので御理解くださいますようお願いいたします。

推薦依頼人数	29名	$1821 / 60 \div 30$
--------	-----	---------------------

※担当していただく調査区は原則として、調査員の自宅を含まない区域で、徒歩又は自転車で調査活動が可能と判断される範囲

※担当していただく調査区は、自治会内とは限らない

(調査希望地域(調査区)がある場合は、推薦名簿の備考に記入)

(出来るだけ希望を考慮して配置を行います但し確約されるものではありません。)

※推薦依頼人数以上に調査員を希望される方がおられましたら、推薦名簿に加えて御記入ください。

※2調査区を希望される方がおられましたら、推薦名簿の備考欄に御記入ください。

担当:DX推進課統計班042-769-8330(直通)

1 令和7年国勢調査の概要

(1) 調査期日 令和7年10月1日

(2) 人口、世帯数等

	令和7年(想定数)	令和2年(実績数)
人 口	724,000人	725,493人
世帯数	356,000世帯	332,770世帯
調査区数	6,242調査区	6,272調査区
全調査員数	4,400人	3,195人
自治会推薦依頼数	2,600人	2,800人

(3) 1調査区世帯数 おおむね40～80世帯の範囲

(4) 調査員報酬等 約52,000円/1調査区 (調査世帯数により金額が変動)

(5) 主な業務 「2 国勢調査員について」の (1)を参照

2 国勢調査員について

(1) 国勢調査員の業務

(詳細: 令和7年国勢調査調査員業務の概要 参照)

- ・調査員説明会への出席
- ・担当調査区の巡回、調査準備
- ・調査書類の配布
- ・調査票の回収
- ・未回答世帯への督促書類配布
- ・調査書類の提出

(2) 国勢調査員の身分

非常勤一般職の国家公務員(総務大臣が任命)

(3) 任命予定期間

令和7年9月1日～10月31日(2か月間)

(4) 国勢調査員の条件

- ア 責任をもって調査を遂行できる者であって、原則として20歳以上の者
- イ 秘密の保護に関して、信頼のおける者
- ウ 選挙に直接関係のない者(立候補者、選挙事務所職員)
- エ 警察に直接関係のない者(警察官)
- オ 暴力団員その他反社会的勢力に該当しない者

令和7年国勢調査調査員業務の概要

【業務の内容】

① 調査員説明会への出席 (9月1日から9月12日までに各地区で開催します)

→説明会終了後から9月14日までの間に、自宅で復習し、担当調査区の巡回を行って、指定の地図に番号を付番し、訪問世帯の順番や名簿の作成を行い、調査書類の配布準備を行います。この時、配布する書類に不足が生じる場合は、追加交付の依頼等をしてください。

② 調査書類の配布 (9月20日から9月30日まで)

→準備の段階で付番した番号と同じ番号の調査書類を、9月末までに調査世帯へ手渡します。調査書類の配布は、「手渡し」を基本としますが、不在でお会いできない場合は、日にち・時間を変えて「3回」の訪問を試みてください。「3回」の訪問でお会いできない場合は、調査書類をポストに入れ調査世帯に回答依頼をします。

③ 調査書類の回収 (10月1日から10月8日まで)

→調査世帯は回答方法を3種類(オンライン回答・郵送回答・調査員回収)から選択できます。調査員回収を希望する世帯には、ご自身の訪問できる予定を含めて、双方の都合が良い日時を調整してください。

④ 調査回答世帯(未回答世帯)め把握 (10月15日から10月16日まで)

→オンライン回答の期限が10月8日までとなっています。10月14日に回答状況が確認できる帳票を調査員へ発送します。これを基に回答世帯(未回答世帯)を把握してください。

⑤ 督促状の配布 (10月17日から10月22日まで)

→調査未回答世帯へ『督促用の封筒に「督促状」と「調査票」』を収納し配布します。配布方法は、「手渡し」を基本としますが、不在でお会いできない場合は、ポストに入れてください。

⑥ 調査書類等の提出 (10月23日から10月28日まで)

→回収した調査票の枚数等を確認し、提出書類の清書を行い、提出会場へ持ち込みます。

調査員希望者は自治会事務局に連絡ください(743-6262)

応募期限:3/24(月)

※詳細はホームページのお知らせ・イベントを参照してください

本日の配布物（2月）

【 掲示板 】

- ★つるっこ2月の予定
- ★美化啓発活動（令和6年度きれいなまちづくり部門最優秀賞作品）
- ★第38回上鶴間公民館まつり
- ★谷口ミニバス女子体験会のご案内
- ★はだしのゲン（第420回 相模原おやこ劇場 高学年例会）
- ★とんからり（第419回 相模原おやこ劇場 低学年例会）

【 回覧板 】

- ★道路工事へのご協力のお願い（10,11,12地区を除く）
- ★さあ、一緒に！ 国勢調査員 大募集
- ★令和7年国勢調査 調査員業務の概要
- ★回覧大野南情報 2月1日号
- ★第38回上鶴間公民館まつり
- ★谷口ミニバス女子体験会のご案内
- ★今こそウクライナ支援！相模原から
- ★はだしのゲン（第420回 相模原おやこ劇場 高学年例会）
- ★とんからり（第419回 相模原おやこ劇場 低学年例会）

【 全戸配布 】

- ★子ども会廃品回収のお知らせ

次期民生委員・児童委員の令和7年度一斉改選に係る協力について(依頼)

厳冬の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市福祉行政につきまして、多大なる御理解と御協力を賜り、厚くお申しあげます。さて、令和7年度は3年に一度の民生委員・児童委員の一斉改選にあたることから、今後、各地区において民生委員・児童委員の推薦事務を行ってまいります。

つきましては、各地区における民生委員・児童委員の推薦等に際しまして、御協力をいただきてますようお願い申し上げます。

1. 次期民生委員・児童委員候補者の選考について

令和7年度一斉改選に向けて現在の地区民生委員推薦協力会において、候補者の選考について検討をお願いします。

※別紙1「民生委員・児童委員パンフレット(令和4年5月)」を参考してください。

2. 次期地区民生委員推薦協力会委員構成の選定について

次期の任期となる令和7年7月1日から令和10年6月30日まで委員構成について他地区の委員構成などの状況を参考としながら、地域の実情等に応じた委員の選定、地域内で適任と思われる方の候補者を選定していただきたく存じます。

なお、次期委員の選出については、別途令和7年5月下旬に依頼予定となります。

以上

生活福祉課

担当者:小野澤

電話番号:042-851-3170

民生委員・児童委員について

- ◎ 民生委員・児童委員は、住民の立場に立って、福祉についての相談に応じたり、必要な支援を行う地域福祉活動の担い手です。
- ◎ 「民生委員」は、子どもに関わる援助などを行う「児童委員」も兼ねており、このうち、専ら児童に関わる相談や支援を担当する「主任児童委員」がいます。

◆ 制度

- ◇ 民生委員法により、厚生労働大臣から無報酬のボランティアとして委嘱されます。
- ◇ 全国で約23万人の民生委員・児童委員が活動しています。
- ◇ 非常勤特別職の地方公務員とみなされます。
- ◇ 任期は3年間です。(令和4年12月1日から令和7年11月30日まで。)
- ◇ 創設から約100年の歴史を持つ制度です。

◆ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動内容

民生委員・児童委員	主任児童委員
特定の区域を担当し、地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのパイプ役	特定の区域を担当せず、子どもや子育てに関する支援を専門に担当 ※主任児童委員は、民生委員・児童委員として委嘱後、主任児童委員として指名されます。

◆ 活動費

活動に必要な経費について費用弁償として、次の金額が支給されます。

- ・ 市会長 年額125,900円
- ・ 地区会長 年額110,300円
- ・ 一般委員 年額104,000円

◆ 民生委員・児童委員の3つの基本姿勢

- 社会奉仕の精神：社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めます。
- 基本的人権の尊重：民生委員・児童委員には、民生委員法第15条に定められた守秘義務があります。活動を行うにあたって、相談内容や個人の秘密を守り、個人の人格を尊重します。
- 政治的中立：職務上の地位を政党または政治的目的のために利用しません。